

「条例見直し」の概要

見直し時期の到来（条例施行の日等から起算して一定期間を経過すると）

（見直し規定を設けている条例）

次に掲げる規定を含む条例のうち知事が特に必要と認める条例には、条例の附則に見直し規定を設け、定期的に見直し作業を行う。

- 県民の権利を制限し、又は義務を課す規定
- 特定の県民に直接に利益を付与する規定
- 県民生活に関連する政策の方向付けをする規定

具体の見直し作業に着手（見直し期間は1年以内）

次に掲げる5つの視点により見直し作業を行う。

- 必要性…当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は、現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか。また、県が対応しなければならない課題であるか。
- 有効性…当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか。
- 効率性…当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか。
- 基本方針適合性…当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか。
- 適法性…当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか、司法手続において違憲又は違法と判断されることはないか。

条例の廃止又は改正の検討を行う要否（運用の改善等の要否を含む。）を整理する。

見直し後、最初に開催される所管常任委員会に報告

見直しの結果を県ホームページに公表

必要に応じて条例を廃止・改正又は運用の改善等を実施